やさじく解決!

難問道場

第8回



株式会社 飯 島 粽 研 代表取締役 飯島 賢二

② 前回に続いて、「少人数私募債」のお話をお願いします。



なぜ今、「少人数私募債」 (以下私募債という)なのか、 前回、紙面の都合上述べるこ とができませんでしたので、 今回引き続いてお話しましょ

う。なぜ今なのか? それは一言で言えば、 中小企業にとってメリットが沢山あるからに 他ならないということになります。

まず、メリットの第一は、銀行交渉が不要なことにあります。銀行に融資を申し込むと、色々な書類の提出を要求されます。当然といえばそうですが、何に使うのか、会社の業績は悪いのか、担保はあるのか、第三者の連帯保証人は頼めるのか、等々、根掘り葉掘りしゃべる必然が出てきます。加えて、場合によっては、歩積みや拘束預金も言われるかもしれません。私募債は直接金融ゆえ、これら全て不要となる……、まず大きなメリットといえるでしょう。

メリットの二番目は、私募債は証券取引法 の適用除外要件であること、つまり、煩雑で 面倒な行政手続が不要なことといえるでしょ う。従って担保も不要となります。

また、貸し渋りの時代に資金調達の多様化 が図られ、対外的には、投資家・取引先の信 用力を高めることにもなるはずです。 そして第三は、銀行借入だと、直ぐに待ったなしの毎月返済が始まりますが、私募債は 償還期限が来るまで、元本の返済がありません。従って、安定した中長期の資金確保ができる点、資金繰り上、大きな利点といえるでしょう。

更に、銀行借入ではないので、預金の拘束 もなく、社債の利息は通常年一回の後払い、 結果、実質金利はそう高くはならないことに なります。

そしてコスト面のメリットが第四といえるでしょう。つまり、社債利息は全額損金となります。仮に、同じ直接金融の増資による調達とすれば、増資による株式配当は、法人税等を払った後の未処分利益の支出になります。両者の調達コストを比べると、私募債方式のほうが安価であるということになります。そして、社債権者も、超低金利である預金よりは、縁故債の方がメリットがあることも見逃せない魅力とな

るでしょう。

「少人数私募債」によ る直接金融、御社もぼ ちぼち、検討してはい かがでしょうか。

